

1. 会社の定款に、当年度の利益の一定金額または比率で、従業員配当を行うことを規定しなければならない。(經濟部 2015 年 5 月 20 日總統華總一義字第 10400058161 号令-2015/5/20)。
2. 労働基準法 56 条の修正 (労働部-2015/2/4)。

公表元	經濟部 2015 年 5 月 20 日總統華總一義字第 10400058161 号令
テーマ	会社の定款に、当年度の利益の一定金額または比率で、従業員配当を行うことを規定しなければならない
公表内容	<p>会社法第 235、240 条の条文改正及び第 235 条の 1 の条文追加し、会社の定款に、当年度の利益の一定金額または比率で、従業員配当を行うことを規定しなければならない。</p> <p>一、商業会計法がすでに国際的規定に従って従業員配当の費用化を法制化しているのに合わせ、会社法も国際的規定及び商業会計法と規定を一致させるため、従業員配当は利益配当に属さないものと修正し、第 235 条 2 項から 4 項までの条項を削除した。</p> <p>二、会社が従業員配当により従業員を奨励できない衝撃を軽減するため、会社は定款に当年度利益の一定金額または比率を規定し、会社の利益を合理的に配当することにより、従業員の士気を鼓舞する。但し、会社に累積欠損がある場合、先に補填する必要がある。これにつき、第 235 条の 1 を追加した。</p> <p>三、公営事業の経営は各政策目的及び公共の利益に基づき、経済的機能を発揮する必要があるため、民間事業とは異なり、従業員配当を行えるかについては個別の状況による。当該公営事業の管轄機関の特別承認により定款に従業員配当に関する一定金額または比率を規定する場合を除き、前項の規定は適用されない。</p> <p>四、人材と資金の企業経営における重要性及び必要性について比較評価し、現金配当または新株発行による従業員配当を行う場合、取締役会の特別決議を経たのちに株主総会に報告し、株主の権益を守る必要がある。これにつき、第 235 条の 1 第 3 項に定められている。</p> <p>五、株式または現金で従業員配当を行う場合、配当対象に支配会社の従業員まで含めることが可能だが、定款に明記する必要がある。これにつき、第 235 条の 1 第 4 項に定めている。</p>
公表日	2015/5/20

公表元	労働部
テーマ	労働基準法 56 条の改正について
公表内容	<p>労働基準法 56 条(下線部が改正点)</p> <p>(第 1 項) <u>使用者は、従業員の毎月給与総額の 2%～15%の範囲で、</u>月ごとに拠出した退職準備金については、専用口座に預金し、譲渡、差し押さえ、相殺あるいは担保に供してならない。その拠出率、手続き及び管理等の事項の規定は、中央主管機関が定め行政院に提出して認定を受けなければならない。</p> <p>(第 2 項) <u>使用者は毎年度終了前に、前項の退職準備金専用口座の残高を計算し、残高が翌年度に第 53 条または 54 条 1 項 1 款の退職条件を満たす従業員の給付に不足する場合、前条に基づき計算した退職金金額を、使用者が翌年度の 3 月末までに差額を一括で積立て、事業単位内の労働者退職基金監督委員会の審議に付さなければならない。</u></p> <p>(第 3 項) 第 1 項の使用者が月ごとに拠出した退職準備金は労働者退職基金とされ、中央主管機関が設置する労働者退職基金管理委員会が管理する。当委員会の組織、会議及びその他の関連事項については、中央主管機関がこれを定める。</p> <p>(第 4 項) 前項の基金の収支、保管及び運用は、中央主管機関が財政部の委託する金融機関と共に処理する。最低収益は現地銀行の預入期間 2 年の定期預金の金利で計算した収益を下回ってはならない。損失があった場合国庫により補てんされるものとする。基金の収支、保管及び運用の規定は、中央主管機関が策定し、行政院が定める。</p> <p>(第 5 項) 使用者が拠出する労働者退職準備金は、労働者と使用者が共同で労働者退職準備金監督委員会を組織して監督する。委員会内の労働者代表者数は 3 分の 2 以上とする。組織準則は中央主管機関がこれを定める。</p> <p>(第 6 項) <u>使用者が月ごとに積立てる退職準備金の比率の草案または調整は、事業単位内の労働者退職基金監督委員会において審議し、現地の管轄機関に報告し承認を得る必要がある。</u></p> <p>(第 7 項) <u>金融機関が貸付業務を行う際、当該事業単位の退職準備金の積立て状況を調査する必要がある場合は、現地の管轄機関に提供を要求することができる。</u></p> <p>(第 8 項) <u>金融機関が前項に基づき取得した資料に対しては、守秘義務を負い、情報の安全に関する監査を確実に行わなければならない。</u></p> <p>(第 9 項) <u>前二項の退職準備金に関し必要となる資料の内容、範囲、申請手続及びその他遵守すべき事項の制度は、中央主管機関及び金融監督管理委員会が共同でこれを定める。</u></p>
公表日	2015/2/4

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	2/2	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各類所得票資料申告
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第 4 四半期(前年度の 10-12 月)の営業税納付
5/1	6/1	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第 1 四半期(1-3 月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第 2 四半期(4-6 月)の営業税納付
9/1	9/30	営利事業所得税の中間納税申告 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第 3 四半期(7-9 月)の営業税納付
毎月 1 日	毎月 15 日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1 日	奇数月 の 15 日	営業人が前期(前 2 か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前 1 か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス| Tax 税務| Transactions トランザクション| Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司、安永圓方国際法律事務所及び財団法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young, Taiwan
All Rights Reserved.

APAC no. 14001873

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan